

仕様書（案）

1 事業の名称

令和8年度台湾市場向け旅行会社招へい・商談会実施事業

2 業務の目的

本事業は、石川県、加賀市及び小松市が連携し、南加賀エリアへの誘客促進及び周遊促進を図るため、台湾の旅行会社を招へいし、観光資源や宿泊施設等の魅力を紹介するとともに、県内観光関連事業者との商談機会を創出することにより、旅行商品造成、送客拡大及び県内への誘客効果の広域化を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月19日まで

4 業務内容

（1）台湾旅行会社の招へい

実施期間：令和8年11月29日（日）～12月2日（水） 3泊4日 （予定）

招へい対象：台湾において訪日旅行商品を取り扱う旅行会社8社8名程度及び通訳1名

（旅行会社については、台湾南部に所在する事業者を2社以上含めること。）

- ・招へいする旅行会社の選定は、石川県が委託する台湾観光レップ（以下「レップ」という。）が行うものとする。
- ・レップ1名が通訳として現地から全行程に随行することを想定しているため、通訳費は計上不要とする。ただし、航空券、宿泊費、飲食費その他招へいに必要な経費は見積額に含めること。
- ・視察行程は、南加賀エリアへの送客促進及び旅行商品造成を目的として提案すること。
なお、一般の団体旅行向けコンテンツに加え、高価格帯旅行者向けの宿泊施設、食、文化及び体験コンテンツを適切に組み込むこと。
- ・行程の作成に当たっては、加賀市及び小松市への滞在時間や視察内容が概ね均等となるよう配慮するとともに、旅行会社の商品造成につながる実効性の高い内容とすること。
また、加賀市内及び小松市内での宿泊をそれぞれ1泊以上含めること。
- ・宿泊費は、旅館については1泊2食付1名あたり35,000円、ホテルについては1泊朝食付1名あたり20,000円程度を目安として見積もること。なお、夕食を別途計上する場合は1名あたり10,000円程度を目安に見積もること。
- ・宿泊施設及び食事場所の詳細については、事業者決定後に委託者及び関係市と協議の上決定するものとする。
- ・行程の詳細については、事業者決定後に委託者及び関係市と協議の上決定するものとし、必要に応じて行程、視察先及び内容を変更又は修正する場合がある。
- ・視察行程中の円滑な運営及び安全管理のため、全行程に添乗員1名を配置すること。添

乗員は各施設及び移動時において必要な案内及び旅程管理を行うこと。

- ・被招へい者及び随行者の台北市及び高雄から小松空港までの往復航空券（空港使用料、燃油サーチャージ、諸税等を含む。エバー航空往復利用を想定）並びに県内移動、飲食、宿泊（1名1室）、視察及び商談会参加に必要な一切の手配を行うこと。
- ・視察先との連絡調整、有料道路及び駐車場利用料、視察先の入館料及び体験料、飲料の手配その他視察の実施に必要な経費及び調整業務を行うこと。
- ・受託者は、招へい者の受入れ及び各種手配に当たり、レップと随時連絡・調整を行うこと。また被招へい者のアレルギー情報、食事制限その他配慮を要する事項について事前に把握し、宿泊施設及び飲食店関係者と情報共有の上、適切に対応すること。
- ・被招へい者が安全かつ快適に視察を行うことができるよう十分6に配慮するとともに、招へい期間中の事故、疾病その他不測の事態に備えて旅行保険に加入させ、事故、災害、交通機関の遅延等が発生した場合には適切に対応すること。
- ・台湾南部から参加する招へい事業者への対応、その他招へい事業等の実施に必要な雑費として165,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を計上すること。なお、当該経費は台湾域内の交通費、宿泊費及び本事業の目的達成に資する旅行商品造成促進のための視察、商談その他委託者が必要と認める経費に充当できるものとする。

（2）商談会の開催

- ・招へい期間中に、招へい事業者と県内観光関連事業者との商談会を開催すること。
- ・商談会場は、加賀市及び小松市の事業者の参加利便性に配慮した場所を提案すること。
なお、宿泊施設の宴会場又は会議室等を活用した開催も可とする。
- ・商談会の構成及び実施方法について提案すること。提案に当たっては、その理由を明示するとともに、招へい事業者と県内事業者との効率的かつ効果的なマッチングが図られる内容とすること。
- ・商談会に参加する県内事業者を募集すること。県内事業者数は15～20事業者程度を想定しているが、招へい事業者数及び商談時間を踏まえ、効果的な商談機会の創出が図られる規模及び構成を提案すること。また、参加事業者は加賀市及び小松市の事業者を中心とし、それぞれの事業者数及びその他地域の事業者の割合について、その理由とともに提案すること。
- ・招へい事業者及び県内事業者向けに商談会運営資料を作成すること。資料には以下の内容を含めること。
 - ア 商談会の概要
 - イ 招へい事業者の概要（会社概要、参加者名等）
 - ウ 県内事業者の概要（事業者名、参加者名等）
 - エ 商談スケジュール及び商談方法
 - オ 商談会運営上の留意事項
 - カ 受託者の連絡先
- ・商談会当日の受付、案内、進行補助その他運営に必要な業務を行うこと。なお、司会は

委託者が実施する場合があるが、その際の進行台本は受託者が作成すること。

- ・商談会の実施に必要な備品を手配すること。なお、プロジェクター、スクリーン、マイク、延長コード、名札、飲料その他必要な備品を想定する。
- ・商談会に必要な繁体字中国語通訳を配置すること。なお、通訳者は招へい旅行会社1社につき1名の配置を基本とし、本見積においては最大8名分の通訳費を計上すること。
- ・会場内に必要な飲料を手配すること。
- ・招へい事業者、県内事業者及び会場との連絡調整を行うとともに、商談会及び交流会の実施に必要な一切の手配を行うこと。
- ・招へい事業者及び県内事業者に対するアンケート内容をそれぞれ提案すること。なお、アンケートの内容については委託者と協議の上決定するものとする。
- ・招へい事業者向けアンケートの配付、回収及び翻訳はレップが実施し、受託者はアンケート結果の分析及び報告を行うこと。
- ・県内事業者向けアンケートについては、受託者が配付、回収、集計、分析及び報告を行うこと。

5 事業の進め方

受託者は、主担当者及び責任者等の業務実施体制を明確にするとともに、業務内容を常に複数の者が把握し、委託者からの問い合わせ等に迅速に対応できる体制を整えること。

また、本事業の実施に当たっては、石川県、加賀市、小松市及びレップと密接に連携しながら業務を進めるものとし、各業務に着手する際には、委託者と十分に協議の上実施すること。

6 報告書の提出

業務完了後、委託事業執行結果報告書を作成し、履行期限までに石川県、加賀市及び小松市へ提出すること。なお、報告書には以下の内容を含めること。

- ア 招へい旅行会社の概要
- イ 招へい事業の実施内容及び行程
- ウ 視察及び商談会の実施状況（写真を含む。）
- エ 商談会参加事業者一覧
- オ 招へい事業者及び県内事業者アンケート結果の集計及び分析
- カ 商談成果の概要
- キ 商品造成の見込み及び今後の展開（提言）
- ク その他委託者が指示する事項

7 履行期限

令和9年2月19日(金)

8 事業費の分担及び契約

- ・本事業は、石川県、加賀市及び小松市の連携事業として実施する。事業に要する経費の上限額は総額 4,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、各団体の負担額は次のとおりとする。

石川県 3,500,000 円、加賀市 500,000 円、小松市 500,000 円

（いずれも消費税及び地方消費税を含む。）

- ・受託者は、石川県、加賀市及び小松市とそれぞれ個別に契約を締結し、各団体の負担額について各団体へ個別に請求を行うこと。
- ・なお、石川県負担額には、台湾南部の事業者への対応及びその他事業実施に必要な雑費（165,000 円）を含むものとする。

10 留意事項

- （1）委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ石川県、加賀市及び小松市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- （2）委託業務に関して知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- （3）契約の締結及び業務の履行に必要な経費は、本仕様書に定めるものを除き、受託者の負担とする。
- （4）受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により石川県、加賀市又は小松市に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- （5）受託者は、本業務の履行に起因して利用者その他第三者に損害を与えた場合は、その責任において対応すること。
- （6）実施状況については適宜写真等により記録し、委託者の求めに応じて提供すること。
- （7）石川県、加賀市又は小松市に対する情報公開請求があった場合は、実績報告書その他の関係書類について公開される場合がある。
- （8）本業務により作成した成果物の著作権は、第三者が権利を有するものを除き、石川県に帰属するものとする。
- （9）旅行業法、道路運送法その他関係法令を遵守し、本業務を適正に実施すること。
- （10）本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、石川県、加賀市、小松市及び受託者が協議の上決定するものとする。